

物品売買単価契約書（案）

物品の売買に関し佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に下記条項により契約を締結する。

第1条 物品名、規格、銘柄、契約単価、納入期限、納入場所、契約期間及び契約保証金は別紙のとおりとする。

第2条 甲は乙に対して必要のつど必要な数量の納入を指示するものとする。

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは甲に通知し、甲の指示により検査を受けなければならない。

第4条 前条の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙はただちに引き換えし、更に検査を受けなければならない。

ただし、このために納期を延長することはできない。

第5条 甲は、第3条及び第4条に規定する検査のほか必要があると認めるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。

第6条 乙が物品を納入するのに必要なすべての費用は乙の負担とする。

第7条 納入した物品が、1か月以内に甲の不注意によることなく破損し、または故障を生じたときには、甲は取換えまたは補修の要求をすることができるものとする。この場合において、乙がその義務を履行しないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第8条 乙の責に帰する事由により期限内に物品を納入しないときは、甲は違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納物品代金に対して年●%の割合を乗じた金額を徴収する。

第9条 乙は天災又は不可抗力その他正当の事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責任を負わない。

- (1) 納入期限内に納入できる見込みがないと認められたとき、又は契約を履行しなかつたとき。
- (2) 納入に関し不正の行為があつたとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) その他この契約に反したとき。

第 11 条 甲は、乙が前条に該当したことにより、契約を解除した場合は、違約金として別紙のとおり各品目別及び地区別に算出した金額（契約単価×予定数量に消費税及び地方消費税を加算した額の 10 分の 1 の額）を徴収する。

2 第 1 項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 乙は、第 1 項の規定による違約金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年●%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

第 12 条 乙は、納入物品を月毎にとりまとめ、物品代金を甲に請求するものとする。甲は、乙が適正な請求書を提出した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 乙は、甲が前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年●%の割合で算定した遅延利息を甲に請求することができる。

第 13 条 前条の代金の額は、別紙に定める契約単価に数量を乗じて得た金額の合計額に、消費税及び地方消費税額を加算して得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その 1 円未満の金額を切り捨てた額）とする。

第 14 条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第 15 条 甲は、この契約締結後に、経済上の著しい変動により契約単価が甚だしく不相当であると認めるときにおいて、乙と協議のうえ契約を変更することができる。

第 16 条 前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）の定めるところによる。

第 17 条 この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

この契約を証するため契約書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
氏 名 佐賀県出納局総務事務センター長

印

乙 住 所
会 社 名
代表者名

印

※遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき設定します。

条件書（事務用消耗品 1 5 7 品目単価契約）

【令和 8 年度】

1. 品名・規格 別紙のとおり
2. 発注方法 本庁各課（県警本部含む）、各現地機関、各県立学校及び各警察署から F A X により「発注書」を送付する。
3. 納入期限 発注後 7 日以内（閉庁日を除く）
4. 納入場所 発注の本庁各課（県警本部含む）、各現地機関、各県立学校及び各警察署が指示する場所
5. 契約期間 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日
6. 契約保証金 佐賀県財務規則第 1 1 5 条第 3 項第 3 号の規定により免除
7. 請求書等 請求書については納品分を月末締めし、本庁各課（県警本部含む）及び各現地機関についてはまとめて翌月の 8 日までに総務事務センターに提出するものとし、各県立学校及び各警察署分については、翌月の 8 日までに各県立学校及び各警察署へそれぞれ提出するものとする。
支払については、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
8. 支払金額 支払代金については、発注所属（本庁各課（県警本部含む）、各現地機関、各県立学校及び各警察署）ごとの金額とし、契約単価に数量を乗じて得た金額①（複数の品目がある場合には、それぞれの品目ごとの契約単価に数量を乗じて得た金額の合計額）に消費税及び地方消費税の額を加算して得た金額②とする。
なお、①②の金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てた金額とする。
9. その他 佐賀県財務規則による。